

令和5年度 事業計画

社会福祉法人 古賀市社会福祉協議会

【基本方針】

コロナ禍での日常生活における様々な制限が段階的に緩和されつつある中、地域では市民どうしがつどい、交流することの重要性が再認識され、区福祉会等を中心に見守り活動やサロン活動等の地域福祉活動が様々な工夫のもとで展開されています。

一方で、従来の福祉施策だけでは解決が困難な福祉課題や生活課題が一層複雑化・多様化しており、それらの課題を素早く受け止め、不安や悩みを軽減・解消し、市民が孤立しない地域づくりを行っていくことが本会にとっての大きな使命であると考えます。

令和5年度は、第5次古賀市地域福祉活動計画（以下「第5次計画」という。）の最終年度であり、第6次古賀市地域福祉活動計画（以下「第6次計画」という。）の策定年度になりますことから、この計画づくりを通して、地域のつながりづくり、市民どうしが身近に助け合うまちづくりをさらに推し進め、市民や古賀市と共に「こまったときはお互いさま たより合えるまち」の実現に向け、それぞれの役割を担いながら共働して取り組んでいきます。

令和5年度は、次の4つの重点目標に基づき事業を実施します。

重点目標1 法人運営の基盤強化

- 委員会組織の見直し
- 就業規程・給与規程等の見直し
- 事業継続計画（BCP）の策定

重点目標2 地域福祉の推進

- 第6次計画の策定（地域福祉計画との一体的策定）
- 福祉会活動の充実に向けた支援
- 生活課題を包括的に受け止める相談支援体制の構築

重点目標3 介護保険事業等の健全運営

- 安定的な事業継続のための職員確保と資質向上
- 利用者の安心・安全につながるサービス提供体制の確立

重点目標4 社会福祉センターの活性化

- 幅広い世代の居場所づくり
- 送迎バスの有効活用
- 指定管理継続に向けた取組

【実施計画】

<総務部門>

1 法人運営事業

《事業目標》

経営管理責任部門として、地域福祉事業や介護事業を継続的に推進していくため、安定的な組織運営の構築に努めます。

(1) 理事会

(2) 評議員会

(3) 委員会

- ①地域福祉推進委員会
- ②経営検討委員会
- ③広報教育委員会
- ④役員及び評議員選考特別委員会
- ⑤評議員選任・解任委員会
- ⑥第三者委員会

(4) 監事監査

(5) 社協の基盤強化

- ①役員報酬の見直し
- ②委員会組織の見直し
- ③就業規程・給与規程等の見直し
- ④資金運用による福祉財源の確保
- ⑤専門職による会計、税務、財務及び労務に関する相談助言
- ⑥事業継続計画（BCP）の策定
- ⑦事務局内の連携強化
- ⑧研修等による職員の資質向上

<地域福祉部門>

1 地域福祉事業の推進

《事業目標》

地域の実態を把握し生活課題を明らかにした上で、古賀市や福祉会をはじめとする地域活動団体との連携により、課題解決に向けた方策を考えていきます。また、第6次計画の策定を市と一体的に行うことにより、地域福祉事業の推進を協働で行っていきます。さらに、福祉会の活動に対しては、標準的な取組例を提案しながら活動の充実を図っていきます。

(1) 広報啓発活動

- ①事業説明会の実施
- ②社協だよりの発行
- ③社協 PR カレンダーの配付 福祉会見守り対象者、公民館等
- ④イベントでの広報活動
- ⑤ホームページ、SNS の活用

(2) 福祉財源の確保

- ①会員加入の促進
 - ・区長会や福祉会等との連携
 - ・会員制度の検討
- ②他の財源の検討

(3) 福祉団体の活動支援

(4) 児童・子育て世代の応援

- ①小学校入学祝品の贈呈
- ②社会福祉協力校の活動支援

(5) 貸出事業

- ①車いす
- ②チャリティ号
- ③車いす対応車
- ④チャイルドシート
- ⑤レクリエーション用具等

(6) 関係機関、団体との連携

- ①災害時相互支援の推進
- ②地域福祉の推進

(7) 第5次計画重点プロジェクトの実施及び第6次計画の策定

- ①井戸ばた座談会の実施
- ②第6次計画の策定

(8) 小地域福祉会活動の推進

- ①区福祉会の活動支援
- ②校区福祉会の活動支援
- ③古賀市福祉会連絡会の活動支援

(9) ボランティア活動の推進

- ①活動の場の提供と調整
- ②ボランティア団体及び個人の活動支援
- ③災害時における円滑なボランティア活動の推進
- ④災害ボランティアセンター設置運営訓練への参加

(10) 福祉学習の推進

- ①学校、地域、企業での実施

(11) 地域における公益的事業の推進

- ①市内社会福祉法人との連携強化
- ②ふくおかライフレスキュー事業への参加及び支援サポーターの配置

2 地域福祉体制整備事業の推進

〈事業目標〉

古賀市における地域住民の複雑化・複合化した生活課題に対応するため、関係各機関・団体等と連携し、支援体制の構築を図ります。また、地域課題や地域活動を把握し、地域での支え合い体制の構築に努めます。

(1) コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）事業の推進（古賀市受託事業）

- ①相談者の属性・世代・相談内容にかかわらず包括的に相談を受け止め、関係機関との連携による支援の実施
- ②関係支援機関との連携・協議による見守りや支援体制の整備
- ③地域の社会資源の活用による社会とのつながりづくりに向けた参加支援
- ④地域住民に対する福祉活動への啓発と地域づくり

(2) 生活支援体制整備事業の推進（古賀市受託事業）

- ①地域の課題や資源の把握及び分析
- ②地域活動の担い手の確保と連携強化
- ③高齢者ニーズに対応した地域資源(つどいの場、移動スーパー等)の活用とマッチング
- ④地域の支え合いや高齢者の介護予防・社会参加の促進

3 権利擁護事業の推進

〈事業目標〉

認知症や障がいなど、様々な理由により適切な判断をすることが難しいために、日常生活に不安を抱える人が増えています。これら市民の権利擁護に関する総合相談窓口を設置します。また、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を通し、担い手となる市民後見人、市民生活支援員の確保と資質向上を図ります。

(1) 権利擁護体制の推進

- ①権利擁護事業の広報啓発

②権利擁護推進委員会の開催

(2) 総合相談の実施

- ①高齢者・障がい者弁護士無料相談会の実施
- ②安心生活サポート事業相談及び日常生活自立支援事業相談の実施
- ③成年後見制度等相談の実施

(3) 安心生活サポート事業（古賀市受託事業）及び日常生活自立支援事業（一部福岡県社協受託事業）の実施

- ①利用者に対する個別支援の実施
- ②市民や関係機関への事業周知
- ③地域包括支援センターや古賀市保護係をはじめとする関係機関との連携

(4) 法人後見事業の実施

- ①被後見人等に対する個別支援の実施
- ②市民や関係機関への事業周知
- ③福岡家庭裁判所や地域包括支援センター、古賀市保護係をはじめとする関係機関との連携
- ④法人後見運営委員会の開催

(5) 人材育成（古賀市受託事業）

- ①市民後見人、市民生活支援員フォローアップ研修の実施
- ②市民後見人、市民生活支援員ミーティングの実施
- ③市民後見人、市民生活支援員に対する活動支援及び指導の実施
- ④意思決定サポーター（仮称）の養成
- ⑤その他専門研修による資質向上

4 生活福祉資金貸付事業の推進

《事業目標》

高齢、障がい、低所得者世帯及び失業等による生活困窮者に対する自立支援を目的とする制度の周知及び活用支援を行い、相談窓口の機能強化をめざします。また、相談者のおかれている生活状況に配慮し、迅速な相談・受付対応ができるよう、市との連携体制を維持しながら、必要な支援へとつなげていきます。

(1) 生活福祉資金貸付事業の実施

- ・特例貸付借受人世帯への相談援助（申請書等書類整理、システムを活用した分析等）

(2) 生活福祉資金貸付事業の周知

(3) 民生委員・児童委員との連携による受付から償還までの相談機能の強化

(4) 古賀市福祉相談係（生活再生支援担当）をはじめとする関係機関との連携

5 生活困窮者支援

《事業目標》

古賀市が実施する生活困窮者自立支援制度に基づく各種関連事業との連携・協働、さらには、地域福祉体制整備事業等を推進して行く中で、包括的な相談支援体制づくりに努め、既存の制度では対応が困難な生活困窮者の緊急的な生活課題の解決に向け、食料の支援等に取り組みます。

(1) ふくおかライフレスキュー事業を活用した支援

(2) 食料支援等の実施

(3) 社会福祉法人をはじめとする関係機関との情報交換や連携強化

6 地域包括支援センター事業の推進（古賀市受託事業）

《事業目標》

委託契約3年間の最終年度となる今年度は、これまでに築いた地域活動者（団体）や福祉・医療関係者等とのネットワークをさらに充実させ、地域福祉係や事業課・社会福祉センターと連携を図りながら、高齢者が地域で安心して生活できるような支援体制づくりに取り組みます。また、自然災害や感染症に対応した危機管理対策や利用者に対する安心・安全の確保に取り組みます。

(1) 包括的支援事業

①総合相談支援業務

・介護あんしん相談会そえるでの開催（月1回）

②権利擁護業務

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（ケアマネジャーの支援）

④地域ケア会議の開催（月1回）

⑤多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

(2) 指定介護予防支援事業

①1月あたりの目標利用者数 80人

(3) 第1号介護予防支援事業

①1月あたりの目標利用者数 80人

(4) 地域との連携・ネットワークづくり

- ①民生委員・児童委員協議会定例会への参加
- ②福祉会への参加
- ③地域支え合いネットワーク意見交換会への参加
- ④まちづくり出前講座の実施

(5) 関係機関との連携体制の構築

- ①基幹型包括・圏域包括管理者会議への参加
- ②社会福祉センターとの連携

(6) 広報啓発活動

- ①第2包括だよりの発行・配付（年3回）
- ②社協だよりへの広報記事掲載 12月（204号）
- ③ホームページの活用（随時）
- ④包括PRチラシの配付（随時）

(7) 研修等参加による職員の資質向上

- ①定例会議の実施（月1回）
- ②各種研修への参加

(8) 受託継続に向けた取組

<事業部門>

1 居宅介護支援事業の推進

《事業目標》

要介護状態になってもこれまでご近所との間で築かれた関係性を保ちながら、住み慣れた地域で孤立することなく生活が続けられるよう、地域の方とも連携を図りながら支援していきます。そのために必要な介護サービスが利用できるようなケアプランを作成していきます。また、自然災害や感染症に対応した危機管理対策や利用者に対する安心・安全の確保に取り組みます。

(1) 目標利用者数の確保

①1月あたりの目標利用者数

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 42人
居宅介護支援 246人

(2) 研修等による職員の資質向上

①定例会議の毎週開催による事例検討等の実施

②各種研修への参加

- ・主任介護支援専門員更新研修受講
- ・介護支援専門員更新研修受講
- ・介護支援専門員研修会参加
- ・古賀市居宅介護支援事業所ネットワーク研修会参加（年3回）
- ・古賀市介護保険事業所ネットワーク合同研修会参加（年3回）

(3) 介護サービス提供事業者や地域包括支援センター等の関係機関との連携

- ・他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同での事例検討会・研修会等の実施
- ・地域包括支援センター等が実施する事例検討会等への参加

(4) 地域福祉係、在宅福祉サービス事業係への情報提供及び連携

(5) 介護支援専門員実務研修実習受入れ

(6) 新型コロナウイルス感染症への対応

2 通所介護事業の推進

《事業目標》

自宅で安心して健康的な生活が続けられるよう、利用者一人ひとりの心身状況に応じた個別の訓練を行います。また、自宅でできる運動や他者との交流を行い、生きがいや楽しみを感じながら日々過ごせるよう支援します。同時に、介護者の心身状況にも配慮しながら、介護疲れが軽減できるよう支援します。事業運営においては、自然災害や感染症に対応した危機管理対策や利用者に対する安心・安全の確保、利用しやすい環境づくりに取り組みます。

(1) 目標利用者数の確保

① 1日あたりの目標利用者数

通所介護	月～金	27人	土	14人	月～土	25人
現行相当	月～金	8人	土	4人	月～土	7人
基準緩和	月～金	7人	土	3人	月～土	6人

(2) 研修等による職員の資質向上

① 定例研修会（1～2か月1回程度）

② 各種研修への参加

- ・古賀市通所系事業所ネットワーク研修会参加（年2回程度）
- ・古賀市介護保険事業所ネットワーク合同研修会参加（年3回）
- ・資格取得支援の実施

(3) 自立支援に向けたサービスの提供

① 個別ニーズに応じた目標・計画の設定と自立支援に向けたサービスの提供

② 和室や訓練用品を活用した生活機能向上をめざした個別訓練の充実

(4) 安全・快適で利用しやすい環境づくり

(5) 利用者ニーズへの対応

① 利用者（家族）アンケートの実施

(6) 居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等の関係機関との連携

① 利用者ニーズに適切に対応するための適時報告や相談、サービス担当者会議等への参加

(7) 地域活動への支援

① 各種介護予防活動（福祉会・シニアクラブ等）への支援

(8) 新型コロナウイルス感染症への対応

3 古賀市介護予防出前講座の実施

《事業目標》

「古賀市まちづくり出前講座」の一環として、「認知症を予防しよう」をテーマにした介護予防講座を実施し、高齢になっても元気でいきいきと生活するための介護予防の推進に取り組みます。

(1) 「いきいき体操」の実施

4 訪問介護事業及び障がい福祉サービス等事業の推進

《事業目標》

高齢になっても障がいがあっても、自宅でより充実した生活が続けられるよう「自立生活支援」の視点で、家事や身体介護、外出による社会参加等、個々に応じた適切な対応ができるよう努めます。サービス提供にあたっては、ヘルパー間、ケアマネジャー等関係機関との情報共有・連携により、利用者ニーズの把握、迅速・丁寧な対応に努め、利用者や家族から信頼が得られる事業の実施をめざします。また、自然災害や感染症に対応した危機管理対策や利用者に対する安心・安全の確保に取り組みます。

(1) 目標利用者数の確保

①1月あたりの目標利用者数

介護保険（介護給付）	訪問介護	92人			
（総合事業）	基準緩和	66人	現行相当	21人	
障がい福祉サービス	居宅介護	23人	同行援護	5人	移動支援 1人
まかせて安心（自費）サービス		33人			

(2) 研修等による職員の資質向上

①定例会議

- ・研修会（月1回）
- ・事務所会議（月1回）

②各種研修への参加

- ・古賀市訪問介護員ネットワーク研修会参加（年2回程度）
- ・古賀市介護保険事業所ネットワーク合同研修会参加（年3回）
- ・福岡県ホームヘルパー連絡会研修会参加（年2回）

(3) 利用者ニーズへの対応

①利用者（家族）アンケートの実施

(4) 介護サービス・障がい福祉サービス事業者や地域包括支援センター、福祉課等の関係機関との連携

①利用者ニーズに適切に対応するための適時報告や相談、サービス担当者会議等への参加

(5) 新型コロナウイルス感染症への対応

5 古賀市受託事業

《事業目標》

家事や育児等の支援が必要な家庭を訪問し、自宅で安心して日常生活が送れるよう支援します。

(1) 子育て世帯訪問支援事業の実施

(2) 産前産後家事育児支援家庭訪問事業の実施

6 特定相談支援事業の推進

《事業目標》

障がいのある方が自らが望む場所で社会の一員として日常生活・社会生活を送れるよう、支援していきます。時には近くで寄り添い、時には遠くから見守りながら、抱える課題に細やかに対応し、継続的に支援を行います。

(1) 目標利用数の確保

①年間目標利用者数	計画相談支援（新規）	12人
	計画相談支援（モニタリング）	12人

(2) 市町村や他相談支援事業所・障がい福祉サービス事業者との連携

- ①古賀市障害福祉サービス事業者連携会議参加
- ②事例等に関する連携及び対応策協議、サービス担当者会議での連携

(3) 研修等による職員の資質向上

- ①定例会議による事例検討等の実施

(4) 地域福祉係、在宅福祉サービス事業係への情報提供及び連携

(5) 新型コロナウイルス感染症への対応

<指定管理部門>

1 社会福祉センター及び介護予防支援事業（しゃんしゃん）の管理運営の推進 《事業目標》

古賀市公の施設に係る指定管理者の指定を受けて、市民へ向けた社会福祉の充実をめざし、健康の保持増進及び教養の向上に努め、地域福祉の重要な拠点である古賀市社会福祉センターの更なる周知を図ります。

(1) 幅広い世代の居場所づくり

目標利用者数 年 48,540 人（内しゃんしゃん 3,140 人）

①大広間の活性化

- ・健康づくり、介護予防、生きがいつくりの機会の提供
- ・利用者の活動発表及び交流の場の提供
- ・多世代間交流の促進

②多目的グラウンドの活性化

- ・多目的グラウンドの多様な活動のための環境整備

③利用者の利便性の向上

- ・施設運営、接遇面におけるサービスの向上及び充実
- ・風呂貸切サービスの実施
- ・地域包括支援センターとの連携推進

④安全性の確保

- ・施設設備の点検強化
- ・新型コロナウイルス感染症への対応
- ・飲酒運転防止のためのアルコール類の持ち込み禁止

⑤地域交流、事業啓発

- ・地域福祉活動の活性化の支援
- ・近隣施設との世代間交流や実習受け入れ
- ・千鳥苑かわら版やホームページによる情報発信

⑥しゃんしゃん事業

- ・運動機能の向上、口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防プログラムの実施

(2) 送迎バスの有効活用

①バス送迎時間外における活用

(3) 継続的な事業運営の充実とサービスの向上

①アンケート調査の実施

②定期的な職員会議による情報共有

③研修等による職員の資質向上

④総務・地域課及び事業課との連携

(4) 指定管理継続に向けた取組